

令和8年7月30日

公 告

陸上自衛隊湯布院駐屯地

業務隊長 山下 雄 二

大分県由布市湯布院町川上941に所在する陸上自衛隊湯布院駐屯地の売店等の設置及び経営希望者を下記のとおり募集するので、説明会に参加され、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

1 公募に付する事項

(1) 公募業種

陸上自衛隊湯布院駐屯地

大区分	中区分	小区分	場所
売店等	食 堂	食 堂	厚生センター内
	理 容	理 容	

(2) 契約期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

※契約締結後5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施するものとし、契約は必要に応じて原則として一度に限り更新することができる。

2 応募に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等資格の保有
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、全てを自社で遂行可能
- (3) 当駐屯地における業者説明会及び現場案内への参加
- (4) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (5) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団と関与していないこと。
- (6) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。

3 公募期間（募集要領等配布期間）

- (1) 期 間：令和8年7月30日（木）午前9時から
令和8年8月14日（金）午後3時まで（土・日は除く）
- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊厚生科

4 業者説明会

- (1) 日 時：令和8年8月19日（水）午前10時から

- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地厚生センター1階
- (3) 携行品：募集要領、仕様書及び印鑑（シャチハタ以外）

※ 本説明会に参加することを公募の参加条件とします。

5 応募者の失格

- (1) 次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

- ア 提出期限に書類が間に合わない場合
- イ 提出書類が募集要領記載事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他、違反と認められる場合

- (2) 提出書類の変更

提出書類は、変更（修正、差し替え、削除及び追加）不可

6 その他

細部の内容は「募集要領」「仕様書」による。

7 お問い合わせ先

- (1) 住 所

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊厚生科

電話：0977（84）2111、FAX：0977（84）2117

- (2) 担当者

菊池事務官（共済班長：内線326）（平日09:00～15:00）

募 集 要 領

1 概 要

大分県由布市湯布院町川上941に所在する陸上自衛隊湯布院駐屯地の隊員及び来隊者等の利便性を確保するため、設置及び経営業者を以下に記載する諸条件で募集する。

2 応募に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一参加資格)又は同等資格の保有
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、全てを自社で遂行可能
- (3) 当駐屯地における業者説明会及び現場案内への参加
- (4) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (5) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団と関与していないこと。
- (6) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置業種及び店舗数並びに面積

設置施設における設置業種及び店舗数は以下のとおり。

大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地(厚生センター1階)

業 種			店舗数	面積(m ²)
大区分	中区分	小区分		
売店等	食 堂	食 堂	1	172.4
	理 容	理 容	1	53.74

(3) その他

別添「仕様書」のとおり。

4 募集に関する業者説明会

本説明会に参加することを公募の参加条件とします。

- (1) 日 時：令和8年8月19日(水) 午前10時から
- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地厚生センター1階(旧委託食堂)
- (3) 携行品：「募集要領」、「仕様書」及び印鑑(シャチハタ除く)
- (4) 参加希望者は、別添に示す「説明会参加届」に必要事項を記入のうえ、令和8年8月18日(火)午後3時までに下記連絡先にFAXで送信し、電話において申込を必ず確認して下さい。

連絡先

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊厚生科共済班（担当：菊池）

電 話 0977（84）2111（内線326）

FAX 0977（84）2117

5 応募手続き等

（1）申請書等の提出

業者説明会に参加したうえで、設置営業を希望する者は、下記に示す書類を期限までに持参又は郵送して下さい。なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出書類

（ア）申請書×1部（別紙第1）

（イ）企画提案書×23部（別紙第2）

※以下の事項を必ず記載

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 営業日及び営業時間
- c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- e 衛生管理方法
- f クレーム・要望等及び事故・トラブル時対処方法
- g 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
- h 防衛省における営業方針
- i 会社概要
- j その他のアピールポイント

（ウ）企画提案書付属書類×23部

販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等

※ 食堂等の応募者は、販売予定商品と同等の商品写真（デジタル写真可、販売予定価格を記入）をA4に各4枚以内貼付

（エ）その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行われず無効となる。）

- a 業務確約書（別紙第4）
- b 戸籍抄本（法人である業者は登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出期限

令和8年9月2日（水）午後3時まで（郵送の場合は、当日消印有効）

5 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。
審査の結果、業者が重複する場合あり。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者とする。

なお、必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施していただく場合もあるが、その日程等は仕様書（その2）に記載又は別途通知する。

また、企画提案内容、実施能力等が同等と判断され、審査により選考できない場合には、別途指定する日時に公開抽選で決定する。

6 業者決定日

令和8年9月17日（木）

応募業者に直接通知を行う。ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選日とする。

7 業者決定後の提出書類

決定業者に対して営業開始日までの開業要領等について説明会を実施します。

日時については別に調整しますので、決定業者は下記の提出書類を説明会までに持参して下さい。

提出書類

- (1) 国有財産使用許可申請書
- (2) 設置自動券売機、ショーケース等の機種等
- (3) 誓約書

申 請 書

令和8年 月 日

湯布院駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

大分県由布市湯布院町川上9-4-1に所在する陸上自衛隊湯布院駐屯地に売店を設置し、
経営を希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約し
ます。

<申請を行う業種>

大区分	中区分	小区分	場 所
売店等			厚生センター1階

(記入例)

大区分	中区分	小区分	場 所
売店等	理容	理容	厚生センター1階

※1店舗につき、1枚提出してください。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会 社 名：

設置希望業種：大区分（ ） 中区分（ ）
小区分（ ）

設置希望場所：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ 営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業： 有 ・ 無 （ 土曜 ・ 日曜 ・ 祝日 ） 営業時間：
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
エ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
オ 衛生管理方法（200字以内）

カ クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)
キ 精算方法(レジ(現金)、券売機、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)
ク 防衛省における営業方針(200字以内)
ケ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
コ その他のアピールポイント(200字以内)

別紙第4
(駐屯地用)

業 務 確 約 書

令和8年 月 日

湯布院駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊湯布院駐屯地における委託売店等の設置及び経営業務の応募に関し、
仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

設置自動券売機、ショーケース等の機種等

種類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行）	備考

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）。

（記入例）

種類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行）	備考
食券販売機	NMB-48	100cm×60cm	

仕様書（その1）

1 設置場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地

2 業務内容

売店等の業種大、中区分（食堂、理容、のいずれか）

3 相手方の決定

本業務を行う者については、書類選考審査に基づき陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

（1）本業務を行う者は、食堂、理容の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（2）国有財産の使用許可は、防衛省九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

（3）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

（4）使用許可が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

ただし、使用許可が継続された場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、応募資格に加えて以下の条件を順守できること。

（1）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則

（2）国有財産使用許可書の使用許可条件

（3）本仕様書の全記載事項

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、仕様書（その2）に記載する。

※令和9年度以降の国有財産使用料は、九州防衛局において算定し金額が確定次第速やかに甲は丙に報告する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 業務期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

※契約締結後5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施するものとし、契約は必要に応じて原則として一度に限り更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において食堂、理容管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙は、営業時間外における駐屯地への販売商品の搬入時間においては、駐屯地警備上の観点から、甲と協議するものとする。

11 衛生等の保持

丙は丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は、別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする
- (3) 貸付品の返納後、丙が物品を設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

仕様書（その2） 1

1 小区分業種
食 堂

2 設置場所
厚生センター1階

3 国有財産使用許可面積
172.4㎡

4 国有財産使用料（概算額）
年間 約10,300円/㎡

5 営業日、営業時間等

（1）営業日

原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。

（2）営業時間

原則として、1100～1830までとするが、公募業者の希望営業時間を優先する。

ただし、令和9年度以降の飲酒提供施設の開設に伴う可能性もあり、同年度以降、原則として1100～2200までとするが、公募業者の希望営業時間を優先する。

6 販売品目
各種定食、丼物、麺類、その他
※飲酒提供は令和9年度以降可能性あり

7 既存売店保有備品（原則撤去予定）
現場説明時に説明する。

仕様書（その2） 2

1 小区分業種
理 容

2 設置場所
厚生センター1階

3 国有財産使用許可面積
53.74㎡

4 国有財産使用料（概算額）
年間 約10,300円/㎡

5 営業日、営業時間等

（1）営業日

原則として、日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。

（2）営業時間

原則として、1000～1900までとするが、公募業者の希望営業時間を優先する。

6 販売品目
理 容

7 既存売店保有備品（原則撤去予定）
現場説明時に説明する。

説明会参加届

送信年月日：令和 8 年 月 日

宛 先	陸上自衛隊湯布院駐屯地 業務隊厚生科 共済班長 宛		
事業名等	令和 8 年度 委託売店公募に関する説明会		
参加希望業種	食 堂 理 容 ※ 参加希望する業種を○で囲んで下さい。		
日 時 場 所	令和 8 年 8 月 1 9 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 陸上自衛隊湯布院駐屯地内 厚生センター 1 階 (旧委託食堂)		
参 加 企 業 名 等	住 所		
	企業名等		
	電話番号		
参加者	役職等名	氏 名	備 考
			※ 説明会参加者は 2 名 までとします。
通信欄			